

令和4年3月29日
相模原市発表資料

職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

「職員の営利企業等の従事制限違反」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	健康福祉局地域包括ケア推進部職員（42歳）
事案の概要	当該職員は、育児休業期間中の令和3年10月25日（月）から30日（土）までの6日間及び11月16日（火）から20日（土）までの5日間、計11日間に渡り、営利企業従事等の許可がされていないにもかかわらず、長野県飯田市内の民間企業において就労し、給与として現金90,750円を受領した。また、事情聴取に対して、当初、給与を受領していないと虚偽の報告を行った。
処分の内容	減給6か月（給料月額の10分の1）
処分年月日	令和4年3月29日

問い合わせ 人事・給与課
電話 042-769-8213